

(仮称)相模原市子どもの権利条例(案)の概要について

1 条例制定の背景

本市は、現在、相模原市次世代育成支援行動計画に基づき、子どもと子育て家庭を総合的に支援する施策を展開する中で、子どもの権利に関する教育・啓発活動を行う等、子どもを権利の主体として尊重する取組を進めています。

しかし、少子化、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、子どもを取り巻く環境は、大きく変化しており、いじめ、虐待等の深刻な子どもの権利の侵害が社会問題となっているほか、遊び、自然・社会体験等を通して子どもの人間関係を作る力が失われ、子どもの自立性及び社会性を身に付けていく機会が減っていると言われてしています。

本市においても、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくためには、子どもの権利の保障に向けた取組をより一層推進していくことが必要となっています。

このため、本市は、子どもの権利の理念及び保障、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済、子どもに関する施策の推進等を明らかにすることによって、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、市民と市が一体となって、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが本来持っている権利を保障するため、(仮称)相模原市子どもの権利条例を制定するものです。

2 経過について

- 平成 15 年 子どもの権利条例の制定に関する庁内検討組織を設置し、条例制定の必要性を検討
- 平成 16 年 学識経験者等による検討組織である「相模原市子どもの権利を考える懇話会」を設置し、条例制定の必要性を検討(平成 18 年 3 月まで)
- 平成 19 年～ 児童の権利に関する条約」周知リーフレットの配布、シンポジウムの開催等による市民の意識醸成
- 平成 26 年 「(仮称)相模原市子育て支援・子どもの権利条例検討委員会」を設置し、条例案を検討(5 月諮問、10 月答申)

3 条例(案)の構成

総則

子どもの権利

子どもの権利の保障

子どもの意見表明及び参加

子育て家庭への支援

子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

子どもに関する施策の推進

雑則

4 今後のスケジュールについて

平成26年12月15日から

平成27年1月21日まで

平成27年2月

平成27年4月1日(予定)

パブリックコメントの実施

市議会3月定例会議に条例案を提案

条例の施行。ただし、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に係る規定は、公布日から1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行

(参考)他の政令指定都市における子どもに関する条例の制定状況

札幌市、さいたま市、横浜市、川崎市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市及び広島市(10都市)

お問い合わせ こども青少年課 電話042 769 9811

(仮称)相模原市子どもの権利条例(案)の骨子

目次

前文

総則

子どもの権利

子どもの権利の保障

子どもの意見表明及び参加

子育て家庭への支援

子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

子どもに関する施策の推進

雑則

附則

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

私たちのまち、さがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとになることを私たちは願っています。

子どもたちが、生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを約束しています。

このように子どもの権利が保障されている中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他者とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちは、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって一番良いことは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人への支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

総則

1 目的

この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

2 定義

- (1) この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。
- (2) この条例において「保護者」とは、親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。
- (3) この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。
- (4) この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。
- (5) この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体をいいます。

子どもの権利

3 子どもの権利の保障と尊重

- (1) 4から7までに定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。
- (2) 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

(3) 子どもは、その年齢及び発達に応じて、様々な世代の人と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

4 安心して生きる権利

子どもは、健やかに安心して生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

ア 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。

イ 愛情及び理解をもって育まれること。

ウ 適切な医療が必要に応じて提供されること。

エ いかなる理由によっても差別をされないこと。

オ 安全な環境において生活ができること。

5 心身ともに豊かに育つ権利

子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

ア 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。

イ 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。

ウ 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

6 自分を守り、守られる権利

子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

ア 虐待、暴力、いじめ等を受けないこと。

イ 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。

ウ 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

エ プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。

オ 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

7 地域及び社会に参加する権利

子どもは、その年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

ア 自分の意見を表明すること。

イ 表明した自分の意見が尊重されること。

ウ 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。

エ 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

子どもの権利の保障

8 市の責務

- (1) 市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。
- (2) 市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。
- (3) 市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

9 保護者の責務

- (1) 保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。
- (2) 保護者は、子どもに対して、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- (3) 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。
- (4) 保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

10 施設関係者の責務

- (1) 施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。
- (2) 施設関係者は、子どもに対して、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- (3) 施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。
- (4) 施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。
- (5) 施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

11 地域住民等の責務

- (1) 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとしします。
- (2) 地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとしします。
- (3) 地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとしします。
- (4) 地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとしします。

1 2 子どもの居場所の確保

市及び地域住民等は、子どもが、年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとしします。

子どもの意見表明及び参加

1 3 子どもの意見表明及び参加の機会の確保

- (1) 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を確保するよう努めるものとしします。
- (2) 市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとしします。

1 4 子どもへの情報発信等

市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとしします。

子育て家庭への支援

1 5 子育て家庭への支援

- (1) 市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとしします。
- (2) 市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとしします。

1 6 配慮を必要とする子育て家庭への支援

市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

17 子どもの権利救済委員の設置

- (1) 市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、権利の侵害からの救済に対応するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置くものとします。
- (2) 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。
- (3) 救済委員の定数は、3人以内とします。
- (4) 救済委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (5) 救済委員は、再任されることができます。

18 解嘱

市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、解嘱することができます。

19 兼職の禁止

- (1) 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。
- (2) 救済委員は、市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

20 救済委員の職務

救済委員の職務は、次のとおりとします。

- ア 子ども権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- イ 子ども権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の勧告」といいます。)を行うこと。
- ウ 是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。

21 救済委員の責務

- (1) 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。
- (2) 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。
- (3) 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

2 2 相談及び救済の申出

- (1) 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。

ア 市内に住所を有する子どもに関するもの

イ 市内に通勤し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(アに定める子どもを除きます。)に関するもの(相談又は救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限ります。)

- (2) 救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。

2 3 調査及び調整

- (1) 救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。
- (2) 救済委員は、救済の申出が、救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- (3) 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査をすることができます。
- (4) 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。
- (5) 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

2 4 調査の対象外

救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

ア 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め

現に係争中の事案に関するものであるとき。

イ 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

ウ 救済の申出の原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

エ 23(2)の同意が得られないとき(23(2)のただし書に該当するときを除きます。)

オ アからエまでに掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

25 市の機関に対する是正の要請等

救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。

26 市の機関以外のものに対する是正の要請

救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請をすることができます。

27 報告及び公表

(1) 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

(2) 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は(1)の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

(3) 救済委員は、(2)の規定による公表をするに当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければなりません。

28 活動状況の報告

救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

29 救済委員への協力

(1) 市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。

(2) 保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。

30 子どもの権利相談員

(1) 救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員(以下

「相談員」といいます。)を置くものとします。

(2) 相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

(3) 19及び21の規定は、相談員について準用します。

子どもに関する施策の推進

3.1 子どもに関する施策の推進

子どもに関する市の施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進するものとします。

ア 子どものも最善の利益に基づくものであること。

イ 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

ウ 保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

3.2 子どもの権利の日

(1) 市は、子どもの権利について施策を推進し、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けるものとします。

(2) さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とします。

雑則

3.3 委任

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。ただし、17から30までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(参考) 子どもの権利救済制度

子どもの権利の侵害からの救済に対応するため、市、教育委員会その他の機関に対し、独立性が尊重された第三者の立場からの働きかけが可能となるよう、独任制による一定の権限を持った子どもの権利救済委員を置くとともに、当該委員の総括の下、職務の遂行を補佐するために子どもの権利相談員を置くもの

